

子ども未来部保育課

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） の開始に伴う長岡市こども計画の改正について

1 概要

子ども・子育て支援法等の一部改正により、令和8年4月から「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始されることに伴い、長岡市こども計画（第3部「子ども・子育て支援事業計画」）について所要の改正を行うもの

2 改正項目

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の運用に伴う「量の見込み」及び「確保方策」の設定等（制度概要は別紙1参照）

〔※事業内容については長岡市こども計画に掲載済み（P.122）
「取組2-2-3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」〕

3 改正内容

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 子ども・子育て支援事業計画</p> <p>I. 教育・保育提供区域の設定 (略)</p> <p>II. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 (略)</p> <p><u>III. 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策</u> (追加内容は別紙2のとおり)</p> <p>IV. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (略)</p> <p>V. 長岡市放課後子ども総合プラン (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 子ども・子育て支援事業計画</p> <p>I. 教育・保育提供区域の設定 (略)</p> <p>II. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 (略)</p> <p><u>III. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</u> (略)</p> <p>IV. 長岡市放課後子ども総合プラン (略)</p>

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

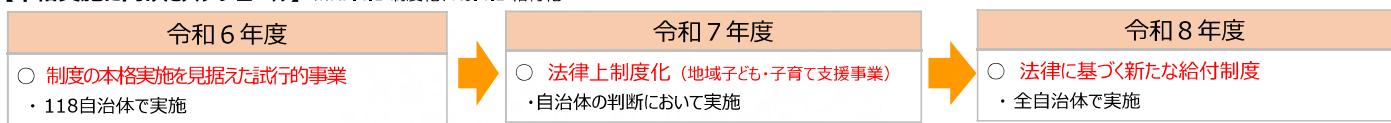
別紙1

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
(※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】※R7.4.1 制度化、R8.4.1 納付化



III. 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

1. 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量の見込みについて

未就園児の「必要受入れ時間数」を算出し、それを各施設の定員1人分の「受入れ可能時間数」で除して、1月当たりの「量の見込み」を算定しました。

【計算式】

$$(2) (1) \times \text{月10時間} \times \text{利用割合(15\%)} = \text{月の必要受入れ時間数} \dots ②$$

(3) (②) ÷ 各施設の定員 1 人当たり月の受入れ可能時間数 = 量の見込み

(8 時間 × 22 日 = 176 時間) (必要利用定員)

(2) 確保方策について

事業実施施設において、年齢区分ごとの量の見込みに応じた柔軟な職員配置を行うことにより、各地域の需要に合わせた提供体制の確保に努めます。

【計算式】

$$\bigcirc \text{延べ利用可能時間数} \div \text{定員1人当たり月の受入れ可能時間数} = \text{確保方策} \\ (8\text{時間} \times 22\text{日} = 176\text{時間}) \quad (\text{利用定員})$$

(3) 乳児等通園支援と教育・保育を一体的に提供する体制について

乳児等通園支援事業を教育・保育施設を中心に展開し、乳児等通園支援事業の利用終了後、当該教育・保育施設に引き続き通園できるよう、受け入れ枠の確保に努めることにより、乳児等通園支援と教育・保育を一体的に提供することができる体制整備に取り組みます。

2. 量の見込み・確保方策

(1) 0歳児

【市全体】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	一	6人	6人	5人	5人
確保方策(b)	一	12人	12人	12人	12人
過不足(b-a)	一	6人	6人	7人	7人

【長岡地域】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(a)	—	3 人	3 人	2 人	2 人
確保方策(b)	—	7 人	7 人	7 人	7 人
過不足(b-a)	—	4 人	4 人	5 人	5 人

【北西地域】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(a)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
確保方策(b)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
過不足(b-a)	—	0 人	0 人	0 人	0 人

【南地域】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(a)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
確保方策(b)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
過不足(b-a)	—	0 人	0 人	0 人	0 人

【栃尾地域】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(a)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
確保方策(b)	—	3 人	3 人	3 人	3 人
過不足(b-a)	—	2 人	2 人	2 人	2 人

(2) 1歳児

【市全体】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(a)	—	5 人	5 人	5 人	5 人
確保方策(b)	—	14 人	14 人	14 人	14 人
過不足(b-a)	—	9 人	9 人	9 人	9 人

【長岡地域】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(a)	—	2 人	2 人	2 人	2 人

確保方策(b)	一	8人	8人	8人
過不足(b-a)	一	6人	6人	6人

【北西地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	一	1人	1人	1人	1人
確保方策(b)	一	1人	1人	1人	1人
過不足(b-a)	一	0人	0人	0人	0人

【南地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	一	1人	1人	1人	1人
確保方策(b)	一	1人	1人	1人	1人
過不足(b-a)	一	0人	0人	0人	0人

【栃尾地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	一	1人	1人	1人	1人
確保方策(b)	一	4人	4人	4人	4人
過不足(b-a)	一	3人	3人	3人	3人

(3) 2歳児

【市全体】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	一	5人	5人	5人	5人
確保方策(b)	一	11人	11人	11人	11人
過不足(b-a)	一	6人	6人	6人	6人

【長岡地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	一	2人	2人	2人	2人
確保方策(b)	一	7人	7人	7人	7人
過不足(b-a)	一	5人	5人	5人	5人

【北西地域】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(a)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
確保方策(b)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
過不足(b-a)	—	0 人	0 人	0 人	0 人

【南地域】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(a)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
確保方策(b)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
過不足(b-a)	—	0 人	0 人	0 人	0 人

【栃尾地域】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(a)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
確保方策(b)	—	2 人	2 人	2 人	2 人
過不足(b-a)	—	1 人	1 人	1 人	1 人